また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

単体有資格業者及び経常ＪＶの同種工事の経験が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

(c)　異工種ＪＶの配置予定技術者は、平成18年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）及び２）の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「異工種ＪＶの同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

なお、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

１）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、下記(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること。

ただし、下記(ｱ)及び(ｲ)は同一工事でなくてもよいが、両方の経験を有すること。

(ｱ)　基礎形式が場所打ち杭（深礎杭は除く。）及び既製杭の経験を有すること。

(ｲ)　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の工事の経験を有すること（歩道橋は除く。）

２）橋梁上部及び鋼製橋脚工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、下記(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること。

ただし、下記(ｱ)及び(ｲ)は、同一工事の経験を有すること。

(ｱ)　道路橋（ＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

※道路橋にはモノレール及び新交通を含む。

(ｲ)　鈑桁橋を除く鋼橋、鋼製橋脚又は鋼橋主塔の製作架設工事。

また、上記の期間に１年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

なお、異工種ＪＶの構成員の配置予定技術者は、当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できること。

異工種ＪＶの同種工事の経験が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

(d)　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(e)　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

(f)　在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年５月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記(a)から(f)までの基準をすべて満たす配置予定技術者を本建設工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を本建設工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

なお、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

３　優先交渉権者の選定に関する事項

(1)　技術提案の評価に関する基準　本案件は、京奈和自動車道大和北道路の専用部岩井川橋梁が、奈良市八条地先において国道24号の既設八条高架橋をアンダーパスする構造であり、工事に支障となる八条高架橋の既設橋脚の撤去・再構築が必要となる工事である。

このような状況下では、仕様の前提となる条件に不確定な部分があり、設計段階において、施工者の技術・経験を取り入れた設計が必要である。

このため、技術協力・施工タイプを適用し、下記１）から３）までの技術提案を求めるものである。

・技術評価項目

１）技術協力業務に関する提案　20点

２）主たる事業課題に関する提案　40点

３）不測の事態の想定、対応力　20点

(2)　優先交渉権者の選定　上記(1)による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

(3)　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法　技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記の１）から３）の順で優先交渉権者を選定するものとする。

１）上記(1)２）の得点が高い者

２）上記(1)１）の得点が高い者

３）近畿地方整備局における一般土木工事の有資格者業者名簿の上位者

なお、上記３）について、共同企業体の場合は、代表者の順位とする。

(4)　優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施した上で、価格等の交渉を行う。

交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、工事価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業務の委託契約締結及び工事価格等の交渉を行う。